平成22年(健厚)第168号

平成23年5月31日裁決

主文

後記第2の3の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。) の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決 を求めるということである。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、事業所の名称をa社(以下 「本件事業所」という。) とする厚生年金 保険法(以下「厚年法」という。)及び 健康保険法(以下「健保法」という。) 上の適用事業所の事業主であるところ、 平成〇年〇月〇日(受付)で、同年〇月 に昇給があったとして、○○社会保険事 務所長(以下「本件事務所長」という。) に対し、平成○年○月○日現在で本件事 業所に使用される利害関係人A(以下 「A」という。)、同B(以下「B」という。) 及び同C(旧姓・C)C(以下「C」と いい、以上の3名を併せて「利害関係人 3名」という。) に係る平成○年の健康 保険 • 厚牛年金保険被保険者報酬月額変 更届(以下「本件月額変更届」という。) を提出した。
- 2 本件月額変更届によると、利害関係人 3名の昇給金額、平成〇年5月から同年 7月までの報酬総額を基準に算定した報 酬月額及び従前の標準報酬月額額は、次 のとおりとされている。
 - (1) Aについて 昇給金額 ○○○○円 報酬月額 ○○万○○○○円 従前の標準報酬月額 ○○○千円 (2) Bについて
 - 昇給金額 ○○○円 報酬月額 ○○万○○○円 従前の標準報酬月額 ○○○千円 (3) Cについて
 - 昇給金額 ○○○○円

報酬月額 〇〇万〇〇〇〇円 従前の標準報酬月額 〇〇〇千円

3 本件事務所長は、平成○年○月○日付で、平成○年○月以降適用される健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬月額を、A及びBについては各○○千円、Cについては○○○千円とする決定をした(以下「原処分」という。)。

そして、一件記録によると、保険者は、 平成○年においては、請求人から提出さ れた7名の被保険者に係る健康保険・厚 生年金保険被保険者報酬月額変更届につ いて、それに添付された「年間平均によ る修正平均算出表 (月額変更届用)」(以 下「本件修正平均算出表」という。) に 記載されている額により、平成○年○月 から平成○年○月までに支払われた「残 業手当」及び「その他報酬」のうち支払 基礎日数が「17日」以上の月の平均額 をそれぞれ算出し合算した額を修正平均 額として算定して、標準報酬月額を決定 した。そして、請求人の主張及び審理期 日における請求代理人の陳述に、一件記 録中の請求人作成の利害関係人3名に係 る本件修正平均算出表及び本件事務所長 作成の「健康保険・厚生年金保険被保険 者標準報酬改定通知書|(平成○年○月 ○日付)を併せると、請求人は、本件月 額変更届の提出に際しても、本件修正平 均算出表を添附して、利害関係人3名の 平成○年○月から○月までの報酬月額に 基づく標準報酬月額と平成○年○月から 平成○年○月までの報酬総額(なお、C については基礎日数が20日に満たない 平成〇年〇月及び〇月分を除外)を12 (Cについては10)で除した報酬の月 額平均値(以下、「本件平均額」という。) に基づく標準報酬月額とでは、2等級以 上の差があるとして、厚年法第24条第 1項及び健保法第44条第1項に基づく 報酬月額の算定の特例(以下「保険者算 定」という。)を適用して本件平均額に 基づき標準報酬月額を決定するよう、本 件事務所長に対し求めていたが、本件 事務所長は、「健康保険法及び厚生年金 保険法における標準報酬月額の定時決定及び随時改定の取扱いについて」(昭和36年1月26日保発第4号厚生省保険局長通知(以下「36年通知」という。))に示されている「随時改定の場合に行う保険者算定は、昇給が遡及したため、それに伴う差額支給によって報酬月額に変動が生じた場合にすること。」に該当しないとして、上記特例を適用する場合には当たらないと判断し、上記原処分をしたものと解される。

4 請求人は、原処分を不服として、○○ 厚生局社会保険審査官に対する審査請求 を経て、当審査会に対し、再審査請求を した。その理由は、本件裁決書添付の再 審査請求書別紙の「再審査請求の趣旨及 び理由」に記載のとおりである。

第3 当審査会の判断

1 厚年法(原処分当時施行されていたも の。以下、同じ。) 第23条第1項及び 健保法第43条第1項の規定によると、 社会保険庁長官(健保法においては、保 険者等。以下、同じ。) は、被保険者が 現に使用される事業所において継続した 3月間(各月とも、報酬支払の基礎と なった日数が17日以上でなければなら ない。) に受けた報酬の総額を3で除し て得た額が、その者の標準報酬月額の基 礎となった報酬月額と比べて、著しく高 低を生じた場合において、必要があると 認めるときは、その額を報酬月額とし て、その著しく高低を生じた月の翌月か ら、標準報酬月額を改定することができ るとされ(以下、この方法による報酬月 額の算定を「随時算定」といい、随時算 定に基づく標準報酬月額の決定を「随時 改定」という。)、また、報酬月額の算定 の特例について定める厚年法第24条第 1項及び健保法第44条第1項は、被保 険者の報酬月額が随時算定によって算定 した額が著しく不当であるときは、社会 保険庁長官が算定する額を当該被保険者 の報酬月額とすると規定している(以下、 この方法による算定を「保険者算定」と いう。)。

- 2 上記保険者算定については、36年通 知が発出されており、標準報酬月額の随 時改定は、「昇給又は降給によって健康 保険法第43条第1項又は厚生年金保険 法第23条第1項の規定により算定した 額(以下「算定月額」という。)による 等級と現在の等級との間に2等級以上の 差を生じた場合」に行うが、保険者算定 が行なわれることにより、その結果上記 場合に該当しなくなる場合はこの限りで ないとした上、随時改定の場合に行う保 険者算定は、昇給が遡及したため、それ に伴う差額支給によって報酬月額に変動 が生じた場合とすること(なお、この場 合において保険者が算定すべき報酬月額 は、随時改定されるべき月以降において 受けるべき報酬月額によること。)とさ れている。
- 3 請求人は、「随時改定の場合に行う保険者算定は、昇給が遡及したため、それに伴う差額支給によって報酬月額に変動が生じた場合にすること。」に該当しないから上記特例を適用する場合には当たらないと判断してされた原処分に対し、製茶業界は春の極く短い期間に業務が集中し、この短期間の割増賃金による残業手当を含む賃金を修正平均しないまま標準報酬月額が定められるのでは、7月以降の実情に全くあわないと主張して、本件平均額に基づく保険者算定を求めるというのである。
- 4 一件記録によると、利害関係人3名については、昇給によって算定月額による等級と現在の等級との間に2等級以上の差を生じた場合に当たることが明らかであり、当事者間にも争いがないと認定を行う場合に該当する(36年通知の2(1)のア)。しかしながら、標準報酬月額の随時改定を行う場合に該当する場合であっても、保険者算定が行われることにより、その結果上記場合に該当しなくる場合はこの限りでないとされている(36年通知の2但し書き)ところ、「随時改定の場合に行う保険者算定は、昇給

が遡及したため、それに伴う差額支給に よって報酬月額に変動が生じた場合とす ること。」とされている(36年通知の 2(4)) から、本件が昇給が遡及し、差 額支給によって報酬月額に変動が生じた 場合ではないから、表面的には、随時改 定の場合に行う保険者算定をする場合に 該当するものではない。そこで、本件に おいても、保険者算定を行うことによ り、「昇給によって算定月額による等級 と現在の等級との間に2等級以上の差を 生じた場合」に該当しなくなるとして、 保険者算定を行うことができるかどう か、換言すれば、「昇給が遡及したため、 それに伴う差額支給によって報酬月額に 変動が生じた場合」ではない本件におい て、保険者算定を行うことができるかど うか、及び、社会保険庁長官が保険者算 定を行わなかったことが妥当でないとい えるかどうかについて検討することとす る。

5 一件記録及び再審査請求代理人の審理 期日における陳述によると、本件事業所 は、荒茶の再製加工及び販売等を事業目 的とする会社であるところ、荒茶製造の 時期に当たる5月が最も多忙であり、従 業員の残業時間も最も多く、残業手当も 同月分が突出して多額であること(なお、 荒茶とは、摘み取った茶の葉を蒸して揉 んだ後に乾燥させたものをいうが、荒茶 はまだ大きさも不揃いで、茎なども混 じっているため半製品といえるものであ る。荒茶の製造工程は、蒸し(茶の葉を 蒸気で蒸し、茶葉中の酸化酵素の活性を 抑える)、冷却(茶の葉の表面の水分を 取り除きながら冷やす)、粗揉(熱風で 強く揉みながら乾かす)、揉捻(茶の葉 に力を加えて水分の均一をはかりながら 揉む)、中揉(茶の葉を再び熱風で揉み ながら乾かす)、精揉(茶の葉に熱と力 を加え形を整えながら乾かす)、乾燥(茶 を十分乾かす)であり、これらは公知の 事実である。)、そのため、平成○年○月 から平成○年○月までの1年間の利害関 係人3名の報酬支払総額を12で除して 得た本件平均額(Cについては、平成○年○月及び○月分を除いた報酬支払総額を10で除して得た本件平均額)と平成○年○月、○月及び○月の3月間に受けた報酬の総額を3で除して得た額(以下、随時算定報酬月額」という。)とを比較すると、次のとおりである(なお、それぞれの額を報酬月額とした場合の標準報酬月額を括弧内に示した。)。

(1) Aについて

本件平均額 〇〇万〇〇〇〇円 (18級〇〇〇千円)

随時算定報酬月額 〇〇万〇〇〇円 (21級〇〇〇千円)

(2) Bについて

本件平均額 〇〇万〇〇〇〇円 (19級 〇〇〇千円)

随時算定報酬月額 〇〇万〇〇〇円 (21級〇〇〇千円)

(3) Cについて

本件平均額 〇〇万〇〇〇〇円(16級 〇〇〇千円)

随時算定報酬月額 〇〇万〇〇〇円 (18級〇〇〇千円)

6 上記5によれば、利害関係人3名の随 時算定の方法による報酬月額と本件平均 額との間には、乖離があり、利害関係人 3名のそれぞれについての本件平均額を 基礎として算定した場合の標準報酬月額 と随時算定の方法による報酬月額を基礎 として算定した標準報酬月額との間に は、2等級以上の差があることが認めら れる。このような差が出た理由は、請求 人が主張するとおり、春の極く短い期間 に業務が集中し、残業手当の支払が集中 するという製茶業界特有の事情によるも のであり、このことは、一件記録により 認められる次の事実からも明らかであ る。すなわち、利害関係人3名の平成○ 年○月から平成○年○月分までの1年間 の残業手当は、Aについては、年間の残 業手当合計○○万○○○○円(月平均○ 万○○○○円)のうちの○月分の残業手 当が○○万○○○○円であり、その約 56.5%を占めていること、Bについ

ては、年間の残業手当合計○○万○○○ ○円(月平均○万○○○○円)のうちの ○月分の残業手当が○○万○○○○円で あり、その約26.9%をしめているこ と、Cについては、年間の残業手当合計 ○○万○○○○円(月平均○万○○○ 円) のうちの○月分の残業手当が○○万 ○○○○円であり、その約32.0%を 占めていることが認められるのである。 7 厚生年金保険あるいは健康保険におい て、適用事業所に使用される者(適用除 外者を除く。) が被保険者とされ、厚生 年金保険の保険料(以下「厚年保険料」 という。) あるいは健康保険の保険料(以 下「健保保険料」という。) が強制徴収 されるのは、被保険者の老齢、障害又は 死亡、あるいは、被保険者の業務外の事 由による疾病、負傷、若しくは死亡等に ついて保険給付を行い、被保険者及びそ の遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与 するという社会保険としての厚生年金保 険あるいは健康保険の目的及び性質か ら、保険事故により生ずる被保険者の不 利益を被保険者相互において分担すべき であるとされるからにほかならず、厚年 保険料あるいは健保保険料について憲法 第84条の規定が直接に適用されること はないが、保険料が強制徴収され、賦課 徴収の強制の度合いにおいては租税に類 似する性質を有するものであるから、こ れについても租税法律主義の原則を定め る憲法第84条の趣旨が及ぶと解するの が相当である(市町村が行う国民健康保 険の保険料に関する最高裁判所平成12 年(行ツ)第62号、同年(行ツ)第 66号同18年3月1日大法廷判決·民 集第60巻2号587頁参照)ところ、 その観点から厚年法第23条第1項及び 第24条第1項の各規定(なお、以下に おいては、厚年法の上記規定について考 察するが、健保法第43条第1項及び 第44条第1項についても同様である ので、その説示は省略することとする。)

を見るに、上記各規定は、随時改定にお

ける報酬月額は随時算定の方法により算

定するのを原則とするが、被保険者の報 酬月額を随時算定の方法によって算定し た額が著しく不当であるときは、社会保 険庁長官(なお、その権限は、社会保険 事務所長に委任されていた。) が算定す る額(すなわち、保検者算定の方法によ り算定した額)を当該被保険者の報酬月 額とする旨規定しているところ、これは、 常用雇用者の給与額が引き上げられた月 から継続した3月間に受けた報酬総額を 基準にして、その年の標準報酬月額対象 期間における保険料の賦課基準にするこ とが当該対象期間に現に被保険者が事業 主から受け取ると予想される毎月の報酬 総額に最も近似していると想定されるか らに過ぎないと解されるから、随時算定 の方法によって算定された額が標準報酬 月額対象期間に当該被保険者が事業主か ら受け取ると予想される月平均の報酬総 額と近似せず、両者が乖離する結果が生 じることが明らかで、応能負担の考えに 基づく負担の公平が著しく損なわれる蓋 然性が高いと認められる場合には、この 乖離を解消するために、保険者算定をす ることを認めた趣旨であると解するのが 相当である。そして、厚年法第24条第 1項は、「第23条1項・・・の規定に よって算定した額が著しく不当であると きは」と規定するのみで、どのような場 合に「著しく不当である」、すなわち、「応 能負担の考えに基づく負担の公平が著し く損なわれる蓋然性が高い」と判断すべ きかについては具体的に何も定めていな いのであるから、社会保険庁長官は諸般 の事情を考慮して、裁量によりこれを判 断することができ、社会保険庁長官に付 与された裁量権は広範なものと解するの が相当であるが、厚年保険料に憲法第 84条の規定の趣旨が及ぶと解するのが 相当であることを考慮すると、その裁量 が社会通念上著しく妥当性を欠いて裁量 権を付与した目的を逸脱するものと判断 される場合には、例外的にその妥当性を 否定することができるものと解するのが 相当である。

8 これを本件について検討するに、上記 5及び6の認定事実からすれば、利害関 係人3名に係る○月から○月までの報酬 総額を基準に算定した報酬月額は、本件 平均額との比較から、実態との間に明ら かな乖離があることが認められるのであ り、これによれば、○月から○月までの 報酬総額を基準に算定した報酬月額が標 準報酬月額対象期間における被保険者の 予想される月平均の報酬総額と明らかに 違うと推測される場合に当たるといわざ るを得ない。そして、Aについては、本 件平均額が○○万○○○○円(18級 ○○○千円) であるにもかかわらず、標 準報酬月額が21級の○○○千円とさ れ、Bについては、本件平均額が○○万 ○○○○円(19級○○○千円)である にもかかわらず、標準報酬月額が21級 の〇〇〇千円とされ、Cについては、本 件平均額が○○万○○○○円(16級○ ○○千円) であるにもかかわらず、標準 報酬月額が18級の○○○千円とされる のであって、利害関係人3名が平成○年 ○月から翌年○月までの1年間にわた り、上記各標準報酬月額を基準として厚 年保険料及び健康保険料が賦課されるこ とになるのであるから、随時算定の方法 により算定された額が厚年法第24条第 1項及び健保法第44条第1項所定の 「著しく不当であると認め」られる場合 に当たるというべきである。そして、厚 年法第24条第1項が前記のように、「第 23条1項・・・の規定によって算定し た額が著しく不当であるときは」と規定 するのみ(健保法第44条第1項も同旨) で、どのような場合に「著しく不当であ る」かについては何も具体的に規定して いないことを考慮すると、同条項の趣旨 は、36年通知が「随時改定の場合にお ける保険者算定を行う場合」として掲げ る「昇給が遡及したため、それに伴う差 額支給によって報酬月額に変動が生じた 場合」以外に「著しく不当である」と認 めることを許さない趣旨ではなく、その 場合に比肩すべき事情があるときにま

で、「著しく不当である」と認めること を否定する趣旨ではないと解するのが相 当である。しかして、本件事案に見られ る本件事業所の業種業態、毎年の荒茶製 告時期に残業が集中して残業手当の支給 が極端に多額になる特殊性から、随時算 定の方法による報酬月額と本件平均額と の間に大きな乖離があると認められるこ とを考慮すると、利害関係人3名が平成 ○年○月に受けた残業手当は、通年月例 的に受けることができるものではなく、 当該時期に偏在するものということがで き、36年通知が掲げる「昇給が遡及し たため、それに伴う差額支給によって報 酬月額に変動が生じた場合」に比肩すべ き場合と評価することができるものとい うべきである。そうすると、本件事案は、 厚年法第24条第1項(健保法第44条 第1項) 所定の「第23条1項(健保法 第43条第1項) ……の規定によって算 定した額が著しく不当であるとき」に該 当することが明らかである。そして、上 記認定の事実関係の下において、本件事 務所長が本件について、厚年法第24条 第1項(健保法第44条第1項)所定の 「第23条1項(健保法第43条第1項) ……の規定によって算定した額が著しく 不当であるとき」に該当しないとして、 保険者算定をしなかった裁量判断は、社 会通念上著しく妥当性を欠いて裁量権を 付与した目的を逸脱したものというべき であり、その妥当性を否定すべきである。 よって、原処分は妥当でないから、これ を取り消すこととして、主文のとおり裁 決する。(なお、再審査請求人代理人は、 利害関係人3名の代理人をも兼ねている が、当審査会は、本件手続の全趣旨から、 請求人及び利害関係人3名のあらかじめ の許諾があったと認められるから、民法 第108条本文には該当しないものと判 断した。)